

金属製折り畳みいすの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 60 産第 7145 号・昭和 61 年 1 月 7 日

(休止基準)

金属製折り畳みいす専門部会専門委員名簿

	氏 名	所 属
(部会長)	坂 田 種 男	千葉大学
	明 石 圭 之	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	伊 東 依久子	消費科学連合会
	大 森 久 男	三恵工業株式会社
	加 藤 雅 夫	株式会社 岡村製作所
	酒 卷 高 一	日本金属家具工業組合
	咲 山 忠 男	工業技術院標準部材料規格課
	柴 崎 和 典	通商産業省生活産業局日用品課
	鈴 木 陽 一	コクヨ株式会社
	高 梨 洋 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	武 内 秀 晃	チトセ株式会社
	早 川 欽 三	通商産業省通商産業検査所商品テスト部安全監督課
	林 哲 郎	株式会社 伊藤喜工作所
	平 野 武	株式会社 ホウトク
	松 岡 寿 人	財団法人 日本文化用品安全試験所
	毛 利 幸 子	主婦連合会
	小牟田 陽 一	製品安全協会
(事務局)	製品安全協会	

金属製折り畳みいすの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、金属製折り畳みいすの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、背もたれが取り付けられている一人用の金属製折り畳みいす(以下、「いす」という。)について適用する。

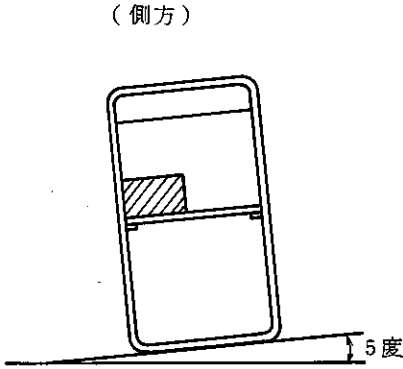
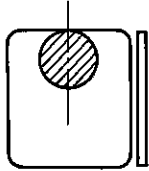
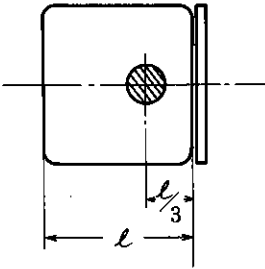
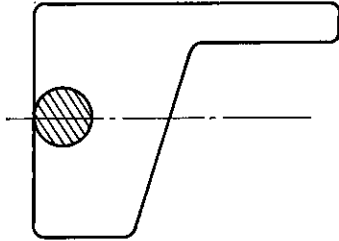
なお、座面が柔軟な材料のみから構成されるもの(例:キャンパスチェア等)、座いす及び乳幼児用のいすを除く。

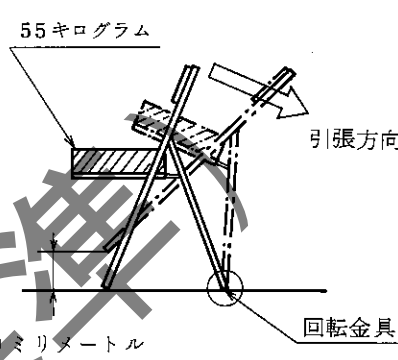
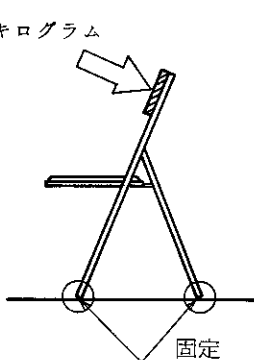
3. 安全性品質

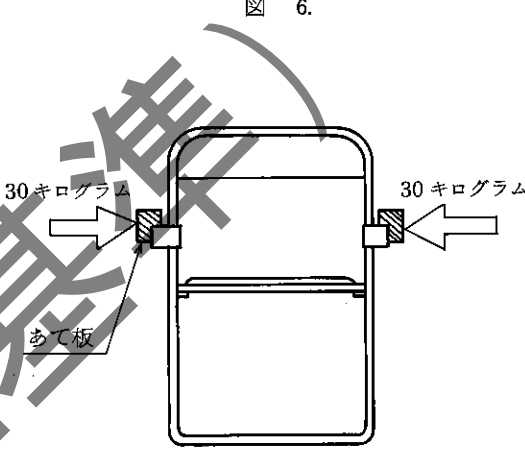
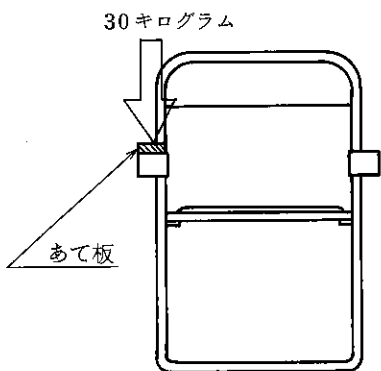
いすの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. いすの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、身体に傷害を与えるようなばり、まくれ、突起部、先鋭部等がないこと。</p> <p>(2) 各部の組付け、溶接等は確実であり、使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>(3) 組立て及び折り畳みは容易かつ確実にできること。</p> <p>(4) 座前縁と背もたれ上端又は背もたれフレームを保持して開閉脚を行ったとき、手等をはさんだり、部材が手等に接触しないこと。</p> <p>(5) 脚端又は接地部は、床面に傷を付けにくい構造であること。</p> <p>(6) 背もたれは、座位基準点^(注1)から高さ200ミリメートル以上300ミリメートル以下の</p>	<p>1.(1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 目視、操作等により確認すること。</p> <p>(3) 操作することにより確認すること。</p> <p>(4) 操作することにより確認すること。</p> <p>(5) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(6) スケール等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 安 定 性</p>	<p>範囲内の一部若しくは全部を覆う形状であること。</p> <p>(注1) 「座位基準点」とは、日本工業規格S 1011 (昭和53年) 事務用いすの寸法3. いすの基準点に定めるものをいう。</p> <p>2. いすの安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 座面に重さ30キログラムの荷重を載せ、いすを前方及び後方に10度、側方に5度それぞれ傾斜したとき、転倒しないこと。</p>	<p>2(1) 重さ30キログラムの重錘(直径200ミリメートルの鉄製円盤とする。)を図1に示す位置に載せ、図1に示すように前方及び後方に10度、側方に5度それぞれ傾斜したとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>図 1.</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>3. 耐 荷 重</p>	<p>(側方)</p>  <p>(2) 座面後部に30キログラムの荷重を載せたとき、折り畳まれ又は座面の著しい傾きが生じないこと。</p> <p>(3) 甲板が取り付けられているものにおいては、甲板上に5キログラムの荷重を載せたとき、転倒しないこと。</p>	<p>(重錘を載せる位置)</p>  <p>(2) 図2に示す位置に直径100ミリメートルのあて板を介して重さ30キログラムの重錘を載せたとき、折り畳まれ又は座面の著しい傾きが生じないことを目視等により確認すること。</p> <p>図 2</p>  <p>(3) 重さ5キログラムの重錘（直径200ミリメートルの鉄製円盤とする。）を図3に示すように載せたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>図 3</p>  <p>3. いすを水平な台上に置き、いすの座面上に55キログラムの荷重をほぼ等分布になるように取り付ける。次に、後脚の下端に回転金具を取り付けて固定し、図</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>させる操作を連続4,000回行ったとき、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。</p>	<p>4に示すように背もたれを後方に引っ張り、前脚の脚端を床面から約50ミリメートル引き上げた後落下させる。この操作を1分間に約25回の割合で連続4,000回繰り返した後、荷重を除去し、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないことを目視、操作等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 4.</p>  <p>55キログラム</p> <p>引張方向</p> <p>50ミリメートル</p> <p>回転金具</p>
4. 背もたれの強度	<p>4. 背もたれに60キログラムの荷重を連続して30回加えたとき、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。</p>	<p>4. いすを水平な床上に置き、その脚端を固定し、背もたれ上端にあて板(注2)上端をあわせて、あて板中央部に60キログラムの荷重を背もたれ支柱に直角方向に5秒間加える。この操作を連続して30回繰り返し、荷重を除去した後、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないことを目視、操作等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 5.</p>  <p>60キログラム</p> <p>固定</p>
		<p>(注2) あて板は、幅150ミリメートル、長さ300ミリメートルとし、背もたれに当たる面は背もたれの形状にあわせたものとする。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>5. ひじ掛けの強度</p>	<p>5. ひじ掛けの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ひじ掛けが取り付けられているものは、ひじ掛けに30キログラムの側方荷重を30回連続して加えたとき、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。</p> <p>(2) ひじ掛けが取り付けられているものは、ひじ掛けに30キログラムの垂直荷重を加えたとき、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。</p>	<p>5.(1) いすを水平な床上に置き、その脚端を固定し、図6に示すようにあて板を介してひじ掛け中央部を水平に左右から各々30キログラムの荷重を5秒間同時に加える。この操作を連続して30回繰り返す。荷重を除去した後、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないことを目視、操作等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 6.</p>  <p>30キログラム</p> <p>あて板</p> <p>30キログラム</p> <p>(2) いすを水平な床上に置き、その脚端を固定し図7に示すようにひじ掛け中央部に垂直方向から30キログラムの荷重を5分間加え、荷重を除去した後、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないことを目視、操作等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 7.</p>  <p>30キログラム</p> <p>あて板</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
6. 甲板の強度	6. 甲板が取り付けられているものは、甲板に30キログラムの荷重を加えたとき、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。	6. いすを水平な床上に置きその後脚を固定し、甲板中央部に縦120ミリメートル、横150ミリメートルのあて板を介して30キログラムの荷重を5分間加え、荷重を除去した後、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないことを目視、操作等により確認すること。
7. 材 料	7. 耐しよく性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。	7. 目視、触感等により確認すること。
8. 付 属 品	8. 付属品は、いすの使用上の安全性を損なわないものであること。	8. 傷害を与えるようなばり、まくれ、先鋭部の有無、材質、構造等について、目視、触感等により確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

いすの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号	1. 目視等により確認すること。
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項については、省略してもよい。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。 ただし、以下の各項を製品に容易に消えない方法により	2. 一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>表示してあるものによっては、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 開閉脚の方法及び注意について記載すること。</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 完全に開脚し、できるだけ平坦な床面で使用すること。</p> <p>(b) 開閉脚に際しては、手等をはさまないように十分注意すること。</p> <p>(c) すべりやすい床面での使用には注意すること。</p> <p>(d) 座面、甲板及びひじ掛けの上に立つと危険であること。</p> <p>(e) 甲板上には、危険なものや重いものを載せないこと。</p> <p>(f) 保守及び収納・保管時の注意事項について記載すること。</p> <p>(4) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称及び住所若しくは電話番号を記載すること。</p>	